

さいたま市告示第1732号

さいたま市 JCHO さいたま北部医療センター跡地利活用事業設計・建設モニタリング業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年11月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市 JCHO さいたま北部医療センター跡地利活用事業設計・建設モニタリング業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年10月30日（月）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) この告示をした日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建築関連コンサルタント」又は業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に、国又は地方公共団体から同種（民間活力を導入した事業手法による公共施設の施設整備に係る設計・建設のモニタリング業務）かつ同規模（延床面積1,800㎡程度）以上の業務を2回以上にわたって受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

(7) 市内に本店又は入札及び契約に係わる権限を委任された事業所等があること。

(8) さいたま市 JCHO さいたま北部医療センター跡地利活用事業（以下、本事業）に係る基本協定の締結予定者でないこと。

- (9) 本事業に係る基本協定の締結予定者と、次のア～ウの資本関係、人的関係等を有していないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ）の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ 上記のア又はイと同視し得る関係があると認められる場合

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市建設工事等電子入札運用基準に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付（掲載）期間

告示の日から令和7年11月25日（火）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

本告示日から令和7年11月25日（火）まで。詳細は入札説明書に記載のとおりとする。

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
電話 048 (829) 1737

(2) 交付日時

令和 7 年 1 月 27 日（木）午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 7 年 1 月 2 日（火）から令和 7 年 1 月 3 日（水）午後 5 時 00 分まで（持参の場合は、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 1 月 4 日（木）午前 9 時 30 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

(4) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
電話 048 (829) 1058 F A X 048 (829) 1996

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
電話 048 (829) 1737 F A X 048 (829) 1996

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。